不登校児童生徒を支援する民間施設及び ICT 等を活用して行った学習活動及び評価等に関するガイドライン

はじめに

令和７年 10 月に文部科学省が公表した「令和６年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、全国の公私立小・中学校における不登児童生徒数は過去最多の 353,970 人にのぼり 12 年連続で増加しています。本市においても不登校児童生徒数の増加が続いており、大きな課題となっています。

これまで長門市内の各校においては、不登校への支援のため、児童生徒本人や保護者との面談、家庭訪問、別室登校や放課後登校等、一人ひとりの状況に応じた取組や、魅力ある学校づくりを行ってきました。また、長門市教育委員会では、スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣、担当指導主事や担当市長部局等による学校訪問・ケース会議の開催、長門市教育支援センターの設置及びセンター相談員の派遣、オンライン授業の実施体制づくり等に取り組んできました。

平成 28 年 12 月に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を受け、文部科学省より令和元年 10 月に「不登校児童生徒への支援の在り方について」が通知されました。通知においては、不登校児童生徒への支援について、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、「社会的に自立すること」を目指す必要性や、児童生徒の社会的自立への支援に向けて、学校とフリースクール等民間施設との連携やＩＣＴ等を活用した学習支援の重要性について、改めて示されたところです。

これらを踏まえ、長門市においても、「不登校児童生徒を支援する民間施設及び ICT 等を活用して行った学習活動及び評価等に関するガイドライン」を策定することとしました。本ガイドラインでは、不登校児童生徒が民間施設における支援やＩＣＴ等を活用して行った学習活動を適切に評価し、当該児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援するとともに、校長が指導要録上の出席扱いと判断する際の目安や留意すべき点について示しています。 不登校児童生徒の支援にあたっては、個々の児童生徒の状況に応じて、社会的自立に向けた適切な居場所を提供することが求められており、学校、家庭、教育委員会、市長部局及び民間施設等が連携することで、不登校児童生徒への支援の充実につながり、一人ひとりが豊かな人生を歩んでいけるよう、本ガイドラインの活用を望みます。

令和８年１１月
長門市教育委員会

目　次

はじめに

Ⅰ 不登校児童生徒を支援する民間施設について

1　基本方針

2　出席扱いの要件及び留意事項

(1) 基本的な要件

(2) 民間施設の要件及び留意事項

ア 実施主体について

イ 事業運営の在り方と透明性の確保について

ウ 相談・指導の在り方について

エ 相談・指導スタッフについて

オ 施設の設備について

カ 学校と施設との関係について

キ 保護者との関係について

3　指導要録の様式等について

Ⅱ 不登校児童生徒に対するＩＣＴ等を活用した学習支援について

1　基本方針

2　出席扱い等の要件及び留意事項

(1) 基本的な要件

(2) ICT 等を活用した学習活動の要件

(3) 留意事項

3　指導要録の様式等について

Ⅲ 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価について

1　学習の成果を成績に反映する際に満たすべき３要件

2　成績評価を行う際の留意事項

3　具体的な取組例

Ⅰ 不登校児童生徒を支援する民間施設について

１　基本方針

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている児童生徒もおり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、校長は、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとします。

また、学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、学校外の機関や自宅等では、保護者及び教育支援センターの職員、相談員（以下、「保護者等」と　いう。）が不登校児童生徒の学習状況等の把握や相談・指導を行う役割を担う場合もあることから、学校と保護者等の間に十分な連携協力体制が保たれるとともに、学校が保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等について、定期的・継続的な把握や、訪問による対面指導や ICT を活用したオンラインでの相談・指導等を通じた、定期的・継続的な学習活動の状況把握に努める等、不登校児童生徒との間に適切な関わりを維持できるよう努める必要があります。これらの取組により、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入することや、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えることができるものとします。

なお、評価の指導要録への記載は、必ずしもすべての教科・観点について、観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではありませんが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導に生かすという観点に立った適切な記載に努めることとします。

２　出席扱いの要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、当該施設における相談・指導が、不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう適切な支援を実施していると評価できる場合、当該児童生徒が在籍する校長は指導要録上出席扱いとすることができることとします。

(1) 基本的な要件

ア　保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

イ　当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

ウ　当該施設は、教育委員会が設置する中間教室等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られない、あるいは公的機関に通うことが困難な場合で、本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間施設も考慮されてよいこと。

ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、長門市教育委員会と十分な連携をとって判断するものとすること。

(2) 民間施設の要件及び留意事項

ア　実施主体について

(ｱ)　法人、個人は問わない。

(ｲ)　実施者が、不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し、深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

イ　事業運営の在り方と透明性の確保について

(ｱ)　不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。

(ｲ)　著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

ウ　相談・指導の在り方について

(ｱ)　児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。

(ｲ)　不登校には、情緒的混乱や無気力、非行等の様々な態様があることから、受入れに当たっては面談を行うなどして、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。

(ｳ)　相談・指導の内容や方法及びその体制があらかじめ明示されており、かつ、現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、義務教育制度を前提としたものであること。

(ｴ)　児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。

(ｵ)　体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

エ　相談・指導スタッフについて

(ｱ)　相談・指導スタッフは、児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験を持ち、その指導に熱意を有していること。

(ｲ)　専門的なカウンセリング等を行う場合には、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えたスタッフが指導にあたって

いること。

(ｳ)　宿泊による指導を行う施設は、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を備えたスタッフが配置されていること。

オ　施設の設備について

(ｱ)　各施設は、学習、専門的なカウンセリング、面談等種々の活動を行うために必要な設備を有していること。

(ｲ)　特に、宿泊による指導を行う施設は、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な設備を有していること。

カ　学校と施設との関係について

(ｱ)　児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒や保護者を支援するために必要な情報（施設への入所・退所情報、施設の出席状況や学習状況、相談・指導経過、保護者を支援するための情報、その他必要と思われる情報等）を交換するなど、学校と施設との間に連携・協力関係が保たれていること。

キ　保護者との関係について

(ｱ)　施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、保護者との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(ｲ)　特に、宿泊による指導を行う施設は、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

３　指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1845 号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

Ⅱ 不登校児童生徒に対するＩＣＴ等を活用した学習支援について

１　基本方針

不登校児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いていない場合や、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっている場合がある。このような児童生徒を支援するため、義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、

学校外の公的機関又は民間事業者が提供するＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

２　出席扱い等の要件

不登校児童生徒が自宅においてＩＣＴ等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する校長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

(1) 基本的な要件

ア　保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

イ　ＩＣＴ等を活用した学習活動とは、ＩＣＴ（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、ＦＡＸなどを活用して提供される学習活動であること。

ウ　訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の社会的自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。

エ　校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けることや、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施するなどして、その状況を十分に把握すること。

(2) ICT 等を活用した学習活動の要件

ア　学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、**「Ⅰ　不登校児童生徒を支援する民間施設について」**を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。（「学習活動を提供する」とは、教材等の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。）

(3) 留意事項

ア　この取扱いは、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ＩＣＴ等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより、不登校が必要な程度を超えて長期にわたる

ことを助長しないよう留意すること。

イ　ＩＣＴ等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けることが困難な場合に行う学習活動であること。なお、上記２(1)ウのとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。

ウ　ＩＣＴを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセスの危険性など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ＩＣＴの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。

３　指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1845 号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が学習を実施した自宅または学校外の施設名を記入すること。

Ⅲ　不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価について

１　学習の成果を成績に反映する際に満たすべき３要件

(1)　小学校、中学校は成績評価を行うに当たり、不登校児童生徒の学習の計画・内容が不登校児童生徒の在籍する学校の教育課程に照らし適切と認められるか確認を行う必要があること。

(2)　学校外の機関や自宅等では、保護者及び教育支援センターの職員、支援員等（以下、「保護者等」という。）が不登校児童生徒の学習状況等の把握や相談・指導を行う役割を担う場合もあることから、学校と保護者等の間に十分な連携協力体制が保たれるとともに、学校が保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握する必要があること。

(3)　学校として不登校児童生徒を支援していくにあたっては、保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等を把握するのみならず、学校が、不登校児童生徒本人と直接関わりを継続することが重要であること。

そのため、学校は訪問による対面指導や ICT を活用したオンラインでの相談・指導等を通じて、不登校児童生徒本人の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握するとともに、不登校児童生徒との間に適切な関わりを維持できるよう努める必要があること。

その際、学校が当該児童生徒の学習活動の状況等について把握すること

は、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。

2　成績評価を行う際の留意事項

(1)　特に義務教育段階の学校は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通じて、社会において自立的に　生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培う質の担保された教育機関であり、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組がもとより重要であること。

　そのため、こうした学校教育を受ける機会、周囲の児童生徒と交流や切磋琢磨する機会を得られないことにより、当該児童生徒が将来にわたって社会的自立を目指すうえでリスクが存在することを踏まえ、児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進することが重要であること。

(2)　不登校児童生徒への支援については、児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな対応や、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援を行うことが重要であること。

　さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

(3)　学校外の機関や自宅等での学習の成績評価を行う際は、学校が保護者等と十分な連携協力体制を保ち、不登校児童生徒本人と関わりを継続すること等により、必要な程度を超えて不登校の期間が長期にわたることを助長しないように留意すること。

(4)　成績評価の一環として、観点別学習状況及び評定を記載するにあたっては、一部教科において在籍する学年よりも下学年の学習を行っていたり、十分な評価材料が提出されていなかったりする場合などもあることから、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないこと。観点別学習状況または評定を記載することが困難な場合においても、指導要録の所見欄にその学習状況を文章記述するなど、次年度以降の当該児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った、適切な記載に努めることが求められるものであること。

　併せて、通知表等を通じて当該児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えることも考えられること。

(5)　フリースクール等の民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、本ガイドラインのⅠを参考にしながら、

校長が教育委員会と十分な連携をとって判断するものとすること。

(6) 当該児童生徒が複数の学校外の機関等において学習を行っている場合には、自宅も含めそれぞれの学校外の機関等における学習状況等を確認することが望ましいこと。

(7) 当該児童生徒の学習活動の状況等の定期的・継続的な把握について、その頻度は当該児童生徒の状況等を踏まえ各学校において適切に判断すべきものであるが、最低限、学校における成績評価の通知の頻度（例えば学期ごと）に対応したタイミングで、学習状況等の把握を行う必要があること。

なお、これはあくまで成績評価を行うための学習活動の状況等の把握の頻度として示すものであり、当該児童生徒との関わりを学期ごとに一度で良いということを意味するものではなく、当該児童生徒の心理状況等を踏まえつつ、可能な限り細やかに学校が当該児童生徒や学校外の機関等との関わりを持ち続けていくことが重要であること。その際、担任による把握が困難な場合、学校全体の役割分担の下で、担任以外の教職員が行うことも考慮すること。

(8) 不登校児童生徒への訪問による対面指導や ICT を活用したオンラインでの相談・指導等に際して、とりわけ不登校児童生徒の自宅における ICT 等を活用した学習活動の成績評価を行う際には、原則として、訪問等を通じて定期的かつ継続的に対面での相談・指導を行うことが望まれること。

一方、不登校児童生徒の中には、対面での指導が困難な児童生徒もいることから、その場合には ICT 等を活用した相談・指導を行うことも可能であること。

また、例えば、担任による相談・指導が困難な場合、他の教諭や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が相談・指導を行うことも考慮すること。

(9) あくまでも不登校児童生徒が欠席中に行った学習について、一定の要件の下で成績評価を行うことができる旨を示したものであり、不登校児童生徒以外の児童生徒が欠席中に行った学習の成果について学習評価を行うことを妨げる趣旨ではないこと。例えば、ペーパーテストや実技テストの日に風邪で欠席した児童生徒が欠席中に行った別の課題の提出をもって成績評価を行う等の取組については、引き続き行うことが可能であること。

(10) 教室に行くことができなくとも、校内教育支援センター等で教師等から相談・指導を受けている児童生徒については、本省令によらずとも、個別具体の事情も踏まえつつ、学校に登校しているものとして成績評価を行うことが可能であること。

２　具体的な取組例

(1)　１人１台端末を活用して、教育支援センターや自宅から学校の授業にオンラインで参加している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映。

(2)　学校から届いたプリントや教材等を活用して教育支援センターや自宅で学習した成果を成績に反映。

(3)　フリースクールに対して、定期的に不登校児童生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼し、学校とフリースクールが直接連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールで学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校児童生徒について、その学習成果を成績に反映。

(4)　民間の ｅ ラーニング教材を活用して教育支援センターで学習を行っている不登校児童生徒について、教育支援センターの職員が保護者と連携しつつ、学習状況等を把握し、学校に情報共有することで、その学習成果を成績に反映。